

【次世代育成支援】

社会福祉法人豊聖福社会 行動計画

職員が仕事と子育てを両立させ、また女性が活躍できる働きやすい環境を作ることによって、すべての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和2年4月1日～令和7年3月31日までの5年間

2. 内容

目標：小学校入学前の子を持つ職員が、希望する場合に利用できる短時間勤務制度を導入する。

<対策>

- 令和元年10月～ 職員の具体的なニーズ調査、情報収集。
- 令和2年2月～ 短時間勤務についての検討開始。
- 令和2年3月～ 制度の導入、資料掲示などによる職員への周知。

3. 情報の公開 令和2年3月現在

・近年1年間の採用した労働者に占める女性労働者の割合

| | | |
|----------|-------|------|
| 正規職員介護士 | 3人中3人 | 100% |
| 非正規職員介護士 | 1人中0人 | 0% |
| その他の職種 | 2人中1人 | 50% |

・女性管理職等登用割合

| | | |
|-------------------|---------|-----|
| 管理職（統括以上）に占める女性割合 | 5人中4人 | 80% |
| 主査・主任・副主任に占める女性割合 | 20人中12人 | 60% |

【女性活躍推進】

社会福祉法人豊聖福社会 一般事業主行動計画

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第8条に基づき、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和4年4月1日～令和9年3月31日までの5年間

2. 内容

目標1：計画期間内に、
管理職に占める女性比率を50%以上とする。

<対策>

- 令和4年4月～
 - ・女性管理職比率を今後も維持する。
 - ・職場における女性活躍の場を堅持する。

3. 一般事業主行動計画の労働者及び外部への周知方法

- ・当法人のホームページにて掲載する。

4. 女性の活躍に関する情報

- ・女性管理職登用割合

○管理職に占める女性労働者の割合 50% (8人中4人)